

ひきこもる人とともに歩む (その2)

—ひきこもり問題の歴史・現状と克服の道すじ—

前 島 康 男*

Living with people who withdraw from society 2

—The history of Hikikomori problems, present situation, and ways to overcome it—

MAEJIMA Yasuo*

Abstract

Today, there are several big problems such as bullying of children and youth, school refusal and non-attendance, suicide, and Hikikomori in Japan. This essay focuses on the problem of Hikikomori.

At first, I will reveal historical background of it. Secondly, I will search present situation and issues of “youth withdrawal” and “people withdrawal”. Finally, I will discover the way of overcoming Hikikomori problems.

キーワード：ひきこもり、いじめ、登校拒否・不登校

Keywords : Hikikomori, bullying, school refusal and school non-attendance

③大学中退の増加

大学中退者数は、2012年度では約8万人で2007年度約6万人から2万人も増えています。中途退学者のうち経済的理由によるものは、20.4%で2007年度比6.4ポイント増です（文科省、2014）。

日本の大学の高学費と実質的な借金の奨学金などの国の貧困な大学政策、さらに大学生をめぐる生活条件の厳しさを考えるならば、今後益々「経済的理由」による大学中退者は増えつづけるでしょう。

そうすると、第1章で指摘したように大学中退からひきこもりに追い込まれる青年は益々増えつづける可能性があります。

④非正規雇用の増加と就職活動の困難化、早期離職の問題

1995年に正規雇用の労働者が3779万人いたのが、2015年には3242万人と537万人減少します。逆に、非正規雇用の労働者は、1995年1001万人

が2015年1956万と実に955万人増え、非正規率は20.8%から37.6%へ大きく増加します（浅井、2016）。

同時に、民間給与は減り続け、「ブラック企業」「ブラックバイト」という言葉が、2000年代に入り次第に巷にあふれるようになり、「過労死、過労自殺」も大きな社会的な問題になってきます。

このような、労働環境の悪化のなかでひきこもりも増大し、益々大きな社会的な問題になってきます。

ちなみに、日本発の二つの言葉「過労死 (KAROUSHI)」と「ひきこもり (HIKIKOMORI)」はコインの裏表の問題だと思います。

(2) ひきこもり施策をめぐって

2000年代に入り、表2でもわかるようにひきこもりに対する調査や施策が次々に行われ、同時にいくつもの法律も制定されます。

ここでは、2000年代の施策を三つの時期に分け

*理工学部共通教育群教授 Professor, Division of Liberal Arts, Natural, Social and Health Sciences, School of Science and Engineering

特徴と意味を明らかにします。

①2003年施策をめぐる背景・意味と問題点

政府によるひきこもり施策の出発の年、並びに登校拒否問題に対する施策の転換点の年が2003年です。

まず、この年が様々な領域に対する施策の転換点になった背景についてふれます。

最初に若者の雇用状況に関する数値をあげます。

ア. 若者の失業者数の増加：92年42万人→02年69万人へ増加。

イ. 高い失業率：92年4.5%→02年9.9%へ増加。

ウ. フリーターの増加：92年101万人→00年193万人へ増加。

エ. 無業者の増加：大卒：92年5.7%→02年21.7%（約12万人）、高卒：92年4.7%→02年10.5%（約14万人）。

以上、フリーターが約200万人、失業者が約100万人という深刻な事態担っていること（文科省、厚労省、経産省、内閣府、2003）。

このことを、「若者自立・挑戦プラン」（文科省他、2003）では、「いま、若者は、チャンスに恵まれていない。高い失業率、増加する無業者、フリーター、高い離職率など、自らの可能性を高め、それを生かす場がない」ととらえていました。

この内、失業者とフリーターはひきこもり予備軍ととらえられていたと思われます。

また、登校拒否は、01年まで激増し、約14万人になったこと（「長期欠席」数は、20万人を大幅に越えていたと思われる）などが背景にあります。

そして、若者のフリーター及び失業者対策としては、表2にもあるように、04年「ジョブカフェ」を創り、05年に「若者自立支援塾」を創り、06年から「地域若者サポートステーション」事業を始めるなど次々に対策を立て、実行します。

これらの施策をどう評価したらよいでしょうか。

政府が何らかの施策を行うのは、ないよりはましです。しかし、日本の諸政策は、例えばイギリスのそれと比較すると非常に不十分です。「ジョブカフェ」として提供された、補助金付きのトライアル雇用の期間は3ヵ月で提供された数は4万足らず（04年度）です。イギリスのそれは、6ヵ月の補助金付き雇用の制度を持ち、4年半で91万人を受け入れていました。日本の若者人口はイギリスの約

2倍あります。また、「ジョブカフェ」のセンターは日本で96カ所、東京では1カ所しかないが、イギリスはロンドンだけで46カ所設置されています。日本の施策がいかに貧困かわかります（乾、2006）。

また、問題の原因として「将来の目標が立てられない、目標実現のための実行力が不足する若年層が増加している」として、若者の能力不足に問題の原因を転化し、その「能力」を学校教育におけるキャリア教育・職業教育で育成しようとしていることに注目する必要があります。

この点、批判的に吟味する必要があるでしょう。

また、施策は「目指すべき人材像」として、「真に自立し、社会に貢献する人材」が求められるとしている点にも注目する必要があります。

さらに、2006年に始まった「サポートステーション」（以下、サポステと略す）事業をどう評価したらよいでしょうか。

サポステは、当初は進路相談・進路サービスが主目的でしたが、次第に若者向けの就労支援に特化し始め、しかも、何名就労させたかによって、補助金が違うなど成果主義的な色合いが強いものです。

ここでのキーワードは「自立」です。このキーワードが、2003年における若者支援、登校拒否問題を貫くキーワードです。

登校拒否問題の転換については、第1章第3節でふれたように、それまでの92年の報告が、登校拒否は「どの子にも起こり得る」そして、「見守る」ことが基本路線でいたが、03年の報告は、登校拒否・不登校の子どもの「社会的自立に向けて」「働きかける」という路線に大きく転換します。この路線の転換のキーワードはやはり「自立」です。

そして、その後の施策が、登校拒否の子どもや親をどれだけ苦しめるものであったかはここでは繰り返しません。

「このように、2000年代に入ると、児童が学校に行かないことや、若者が働かないことを問題視する眼差しが強化されていき、社会化をせまる圧力が増長していく。これらの施策に共通するのは、不適応の原因を『能力』の問題として捉え、コミュニケーションや仕事のスキルを身に付けることを主眼とした支援が組み立てられていること」です（村澤、2016）。また、それらの施策に共通するキーワード

は「自立」です。

②ひきこもり問題の節目の年となった2010年

2010年は、ひきこもり問題の一つの節目の年となりました。

それは次の三つの施策が行われた年であるからです。

第一に、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。

また、第二に、内閣府が「ひきこもり」調査を行い、「ひきこもる若者」の人数を発表しました。

さらに、第三に、厚労省による「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」が発表され、「ひきこもり」の基本概念等が規定されました。

まず、最初に「子ども・若者育成支援推進法」をどう評価したらよいかについてふれます。

法は、第一に、有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化、第二に、ニート、ひきこもり、登校拒否、発達障害の子ども・若者の抱える問題の深刻化、そして、第三に従来の個別分野における縦割りの対応では限界である、という三つの背景を踏まえて制定されました（内閣府他、2010）。

この法は、第1条「目的」で、「この法律は日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり」とされているとともに、子ども・若者育成支援のための施策を行うこととされています。

この法律で、子ども・若者とは、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする、と規定しています（内閣府等、2010）。

また、第二条の「基本理念」では、憲法・子どもの権利条約に基づいた施策を行うとされています。

以上の「目的」と「基本理念」では、基本的に、第一に、憲法と子どもの権利条約の精神を踏まえ、「個人としての尊厳が重んぜられ」とか「その意見を尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること」など重要な理念が書かれてあります。

しかし、第二に、上の①で検討したような、「自立した個人としての自己を確立」することが述べられており、これが、もし新自由主義社会を自己責任で乗り切る「強い自己の自立」を意味しているのなら、大きな問題点を含んでいると考えられます。

また、第十五条で「関係機関等」は、「就学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子

ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（…）を行うよう努めるものとする。」として、いわゆるニートや「ひきこもる若者」に対する支援を六項目にわたってあげています。

なお、第二十八条の「組織」において、「子ども・若者育成推進本部長」のトップに「国家公安委員会委員長」があげられていることなどは、子ども・若者育成支援において、上からの「治安」と「矯正」の視点があらわれているものであり、注意が必要だと思います。

いずれにしても、法が施行されこの法に基づき子ども・若者に関する施策、あるいは、「ひきこもる若者」に対する施策が行われるようになったことは、子ども・若者施策並びに、「ひきこもる若者」支援に対する新しい時代を画することになったことは間違いありません。

さて、次いで、内閣府が「ひきこもり調査」を2016年に実施したことをどう考えたらよいでしょうか。このことは、もはや、ひきこもり問題が社会的な問題として無視しえない問題になっていることの証の一つといえるでしょう。

この「ひきこもり調査」では、10歳代から39歳までで、第一に、「狭義のひきこもり」=23.6万人、「広義のひきこもり」=46.0万人、計約70万人（1.79%）の「ひきこもり」が存在することを明らかにしたこと。

第二に、「ひきこもり親和群」（ひきこもりに心情が近い人）が、155万人（3.99%）存在することがわかったことが特徴です。

すなわち、これまでかなり大量にひきこもりが存在すると言われてきましたが、その存在がおおよその数としてあらわされたことが重要です。

しかし、この「ひきこもり調査」では、「狭義・広義のひきこもり」「ひきこもり親和群」双方において、40歳以上は調査されていないというかなり根本的な問題を持っていました。

この問題は、内閣府の2016年調査でも引き継がれますが、40歳以上のひきこもりが、この頃から問題になり始めただけに、内閣府及び厚労省など政府の姿勢は批判されるべきでしょう。

第三に、厚生労働省によって「ひきこもりの評

働・支援に関する新ガイドライン」が発表され、ひきこもりの基本概念などが明らかにされたことが重要です（「はじめに」でふれました）。

この基本概念では、第一に、「義務教育を含め就学」「を回避し」ということで、登校拒否との関連も含んでいることが特徴の一つです。「新ガイドライン」では、登校拒否経験者の10%がひきこもりに移行するという調査結果に依拠しています。その割合の真偽はともかく、私が、第1章で指摘したように登校拒否からひきこもりに移行する場合が存在することを指摘したことは重要でしょう。

また、第二に、「ひきこもり」と「統合失調症」などの関連を指摘した点も検討に値するでしょう。なぜなら、一般的には、ひきこもりには、統合失調症などを含めない場合が多いが、実際には、統合失調症などを発症している場合も存在するからです。

さらに、第三に、「新ガイドライン」では、「不登校・ひきこもり」の支援についてまだ未確立な部分がたくさんあるとして、登校拒否からひきこもりへ移行する層とひきこもりからなかなか回復できない層が一定の割合存在し、その層に対しての息の長い支援のありかたの究明が特に重要な課題だとしています。

以上から、2010年は、ひきこもり支援のあり方を考える上で一つの節目になった年と言えるでしょう。

③ひきこもり等支援の新たな変化の年-2016年

2016年は、ひきこもり等支援における新たな変化の兆候が現れた年です。

この点を三つの事実から見てみましょう。その事実とは、第一に、内閣府の「若者の生活に関する調査報告書」（内閣府、2016）が出され、「ひきこもり」に関する実態調査の結果が2010年に続いて出されたことです。また、第二に、KHJなどの調査で、40代以上の「ひきこもる人」の存在が大きな社会的な問題として浮上したことです。そして、第三に、いわゆる「不登校対策法」と言われる「教育機会確保法」が制定されたことです。

それではまず、第一の点から検討しましょう。

2016年の「報告書」では、「準ひきこもり」36.5万人、「狭義のひきこもり」17.6万人と合計54.1万人と報告されました。この「ひきこもり」数は、2010年が、約70万人であったことと比べ、約16

万人減少しており、内閣府は、これまでの支援策が効果があったとしました。

しかし、この数字自体かなり疑わしいものです。

その理由と、実際の「ひきこもる人」はゆうに100万人を越えると予想できる理由は、第1章第4節でふれました。

なお、この報告書と「ひきこもり」数に対するKHJや世論の批判のなかで、内閣府は、今後40歳以上の「ひきこもり」に対しても調査をする方向である旨、述べています。

第二の「教育機会確保法」については、第1章でふれましたので参考にして下さい。

また、第三の40歳以上の「ひきこもる人」の存在は、端的には「8050問題」と言われている問題です。

KHJの調査など（KHJ、2017、及び「東京新聞」2017年9月25日付け）によると、40歳以上のひきこもりを把握している9県のうち、茨城、山梨、島根、佐賀、長崎県では、40歳以上が39歳以下を上回る結果となっており、「ひきこもる人」の高齢化の実態が明らかになりました。

また、ひきこもりの平均年齢は、05年の28.1歳→17年の32.2歳とプラス4.1歳、ひきこもり平均期間は、05年7.5年→17年10.8年とプラス3.3年、親の平均年齢も、05年60.1歳→17年62.8歳とプラス2.7歳などとひきこもりの長期高齢化が顕著になっています。

そこで、政府のひきこもり施策や「ひきこもる人」を支援する実践・運動もひきこもりの長期高齢化の実態に即して変化することが求められていると言えるでしょう。

この点については、次章で詳しくふれることにしましょう。

第3章 ひきこもり問題をめぐる論点と課題

以上、第1章と第2章から導かれるひきこもり問題をめぐる論点と課題について以下の5点について順番にふれたいと思います。

第1節 ひきこもり概念をめぐって

本論文では、暫定的なひきこもり概念について、厚労省の「新ガイドライン」（2010）に基づき規定しました（「はじめに」でふれました）。

しかし、この概念では、「様々な要因」が「ひきこもり」を生んでいることは規定されていても、要因が漠然としており、当然ひきこもりをなくするためのヒントが得られません。

このあいまいな概念を補うために、いくつかのひきこもりの先行研究から学ぶべきひきこもり概念、あるいは、ひきこもりのとらえ方を紹介します。

①『ひきこもり』はまさに(思春期の…前島)『第二の誕生』に失敗し、途方にくれた状態なのだというわけです。(高垣、2016)

②「ひきこもっているわが子を前にして親として考えねばならないことは『ひきこもり』はこの子らの自己表現(時としては異議申し立て)かもしれないと思ひ至れるかということです(藤本他、17)。

③「ひきこもりという行動は、脱工業化が進んだ同一性重視社会に対する、ふつうではないが、きわめて理にかなった異議申し立てなのだ。」(マイケル、2007)

④「そんな社会(新自由主義社会…前島)の息苦しさのなかで、生きる気力を失うほど消耗しつくし、社会から自分を撤退させ身を守るために『ひきこもること』を選択するのは生存の権利だと思います。」(伊藤、2017)

⑤「引きこもることは、自己治癒の試みであり、その意味で自己治療と言うべきであろう。」(芹沢、2010)

以上、五つのひきこもりのとらえ方を紹介しましたが、いずれもひきこもりのある側面や、積極的な側面を捉えていると思います。

私は、常々例えばいじめ問題に関していえば、いじめ自死をするくらいならなぜ登校拒否をしてくれなかったのだといういじめ自死家族の証言(例えば、大河内清輝君の遺族)を引いて、登校拒否は希望であるあるいは積極面があるということを強調してきました(前島、2004及び2017)。

命に関わることに対面し、その現実から「逃げる」「退避する」ことは、「弱いこと・甘えている」ことではなく、積極的な回避・退避行動だと思います。

以上五つのひきこもりのとらえ方とこの側面をひきこもり概念に含めて私の考えるひきこもり概念は以下の通りです。

「小・中学校でのいじめを主な要因とする登校拒否、

そして、高校・大学中退、就活不調、就職後離職などの後、一定期間にわたって社会との関係を回避し家庭にとどまりつづける状態。背景には、新自由主義社会の下での教育における競争激化と格差・貧困の社会状況・就職状況の悪化などがあると考えられる。」

第2節 これまでのひきこもり支援・施策の特徴と問題点

これまでのひきこもり支援・施策は「子ども・若者育成支援推進法」や「地域若者サポートステーション」などに典型的なように、第一に、支援の対象が39歳までの若者に止まっていたこと、第二に、支援の内容も自立＝就労支援が中心だったこと、そして、第三に支援する政策側が、内閣府・厚生省・文科省と縦割り行政だったことなどの特徴を持っていました。

しかし、第一の点についていえば、今日「ひきこもる人」は、「8050問題」(「ひきこもる人」の親が80歳、子が50歳)に典型的なように、40歳以上の「ひきこもる人」への支援へと支援の対象を拡大していかなければならないと思われます。

ここで注意しなければならないのは、39歳以下の「ひきこもる若者」と40歳以上の「ひきこもる人」への支援内容はやや異なるという点です。

第二に、支援の内容についてです。「地域若者サポートステーション」(2006年～)も当初は、支援の内容が就労に特化していず、また、40歳以上も支援の対象にしていました。しかし、次第に支援の内容が39歳以下の「ひきこもる若者」に対する就労支援に特化し、就労の数を「数値目標」として追究する方向になってきました。また、支援の目標も、2000年以降「若者自立・挑戦プラン」(03年)、「若者自立支援塾」(05年)、「生活困窮者自立支援法施行」(15年)という名称にもみられるように、「自立」がキーワードになり、「自立」＝「就労」という方向で動いてきました。

しかし、第一に、「就労」と言っても、近年の労働現場は「ブラック企業・ブラックバイト」あるいは「過労死・過労自殺」という言葉に象徴されるように、きわめて非人間的で苛酷な状態にあること。その非人間的で苛酷な労働現場をそのままにして「ひきこもる若者」や「ひきこもる人」を単純に「就

労」させてよいのかという問題、さらに、第二に、正規雇用が減り、非正規雇用が大幅に増えているという実態のなかでは、条件が正規に比べて大幅に悪い非正規雇用に「就労」させることが果たして「自立」へとつながるのか大きな疑問を抱かせます。

また、同時に「自立」という言葉の意味・内容をさらに深める必要もあるのではないのでしょうか。

さて、「自立」とはこれまで一般的に、①「経済的自立」「職業的自立」、②「身体的自立」「身辺的自立」、③「精神的自立」「社会的自立」の三つの次元で捉えられていました（竹内他、2017）。

この中で、「ひきこもる人」は①が欠けていることとなります。また、障がい者は①及び②が欠けていることとなります。

これまでの、ひきこもりに関する施策では、基本的に「自立」＝「就労」ととらえられていたと思います。しかし、そうすると障がい者、特に重度障がい者は、一般的な意味では「就労」することがかなり難しいので、「自立」できないということになります。

私は、「自立」概念の中心・中核は、「自己肯定感」（ありのままの自分の存在そのものを丸ごと肯定すること）の回復にあると思っています（高垣、2015他）。この点を含めて、「自立」概念を批判的に深めていくことが必要だと思っています。

さらに、第三に政策側の「ひきこもり」施策も、内閣府・厚労省・文科省などの縦割り行政の壁にはばまれ、十分に成果を出していないようです。また、「ひきこもり」施策の対象も39歳までの「ひきこもる若者」に限定され、40歳以上の「ひきこもる人」は対象からはずされ、現実のひきこもり問題には十分に対応していません。さらに、予算措置もかなり限定的なものにとどまっています。

この点、以下の村澤の指摘は大変参考になります。「現行のひきこもり支援に関わる事業のほとんどが、国の義務的経費による財政的裏付けを持つ法・制度によってではなく、その時々政策にそって事業が考えられ、それに必要な費用を予算のなかから捻出して進められている点」「成果主義・競争原理が強く働くそもそもの原因の一つも、ここにあると言ってもいいのかも知れません。この問題の改善・解決のためには、ひきこもり問題の解決そのものを目的

とした法律をつくり、それに基づく支援のための制度を創設することが必要だと考えます。」（村澤、2016）

これらの政策側の施策の問題の解決も大きな課題の一つだと思われます。また、村澤の指摘するような法の制定、例えば「ひきこもり支援法（仮称）」などの制定も考えてよいと思われます。

第3節 ひきこもり支援の運動・実践をめぐる課題

登校拒否の子どもへの支援や当事者の親の会は、1980半ば以降設立し始め、全国組織も1990年代半ば以降に設立され、20年以上活動してきました。また、ひきこもり支援の組織も、2000年前後から各地域、あるいは全国組織も設立され地道な活動・実践を続けてきました。

その中で、ここではこれまで12回の「全国若者・ひきこもり協同実践交流会」を行い、今年12月に富山で第13回目を行う「若者支援全国協同連絡会」の活動と、NPO法人KHJ全国ひきこもり家族連合会の活動を参考に、ひきこもり支援運動の課題に若干ふれてみたいと思います。

前者は、名称が著しているように、全国の若者・ひきこもりに関する実践・運動を交流し、議論しながら今後の実践・運動の課題などを明確にし、若者・ひきこもり問題の解決を目指そうとする団体です。

今年の全国交流会 in 富山のテーマ別分科会テーマ一覧を見てもわかるように、この団体の追究している課題は、家庭・地域、労働・居場所、発達・精神障がい、LGBTQさらには官民協力のあり方の検討などと多岐にわたっていることがわかります。

しかし、今後の課題としては、第1章でも私が指摘したように、39歳以下の「ひきこもる若者」だけでなく、40歳以上の「ひきこもる人」が増えている現状を踏まえるならば、それらの、「ひきこもる人」への支援のあり方を運動としてどう位置づけるかの検討がいずれ課題として浮かび上がってくるのではないのでしょうか。

ついで、KHJ全国ひきこもり家族会連合会（以下、KHJと略す）の活動について紹介します。

KHJは、1999年12月に産声を上げ、今年で発足18年になります。活動の目的は、ひきこもりに関する問題を制度の隙間の問題と捉え社会に訴えること、支援の枠組みを作っていくために、同じ悩

みを持つ家族が集まり社会的に孤立せず助け合うことを目的に家族会を開催すること、全国の家族会同士が連携し、情報を共有し、ひきこもりに関する理解促進のため、研修会や講演会を開催することなどです（伊藤、2017）。

私は、今までのところ KHJ の親の会等には参加したことはありませんが、資料等を参考にすると、全国的に親の会が存在し、行政にも積極的に働きかけかなり活発な運動・実践を展開しているように感じました。そして、特に、「8050 問題」に象徴される、40 歳以上の「ひきこもる人」の問題に対して、その支援のあり方に注目して調査などを行っているように思えます（KHJ、2017）。

KHJ はこれまでの運動・実践の成果を踏まえ、さらに行政に働きかけるとともに、「若者支援全国協同連絡会」などとも連携を深め、「ひきこもり支援法（仮称）」などの制定を求めていくことも課題の一つになるのではないのでしょうか。

第4節 登校拒否・不登校とひきこもりとの関係

第1章でも検討したように、登校拒否からひきこもりへ移行する層が一定存在します。内閣府の調査では、その割合が約 3 割としています（内閣府、2016）。その割合の真偽は定かではありませんが、登校拒否の子どものある一定の割合が、ひきこもりへ移行することは確かなので、次のような点を明確にする課題が生まれていると言えるでしょう。

その第一は、登校拒否の子どもどのような層か、主にひきこもりへ移行するのかわかりやすくする課題です。いわゆる「よい子の息切れ型」の登校拒否か、主にいじめによる心の傷を負っている子の登校拒否か、あるいは、いわゆる「脱落型」不登校の子のひきこもりか、様々推測できます。これらのどの登校拒否・不登校の子がひきこもりになる割合が多いかによって、次に述べる対応が違ってきます。

次に第二に、登校拒否の子がひきこもりにならないようにどのような支援・対応が必要かを実践的に明らかにする課題です。この点は、例えば、現在の貧困による「脱落型」不登校に対しては、家庭への経済的援助と＜生活困窮者自立支援法＞に基づく、学習援助を支援の中心にすえるなど、支援の力点の置き方も微妙に変わってきます。

第5節 今後のひきこもり支援の実践的・理論的課題

今後のひきこもり支援をめぐる実践的・理論的課題は以下の五点に集約できるでしょう。

第一、「ひきこもる人」が、10 歳代から、50～60 歳代まで存在するという実態、同時に、ひきこもりが長期高齢化しているという事実を踏まえて、支援対象を大きく広げることが必要でしょう。

また、同時になぜひきこもりが長期高齢化しているのかという問題について、今日の格差・貧困、厳しい生き残り競争が社会を覆う、新自由主義社会と政治のあり方と関わらせながら、その原因について明らかにしていく理論的な課題が生まれています。

第二に、第一の課題と関わらせながら支援内容をどう豊かにするかという課題です、確かに、「自立」＝「就労」を目的とする支援自体は否定しません。しかし、そのことにとどまらず、一人ひとりが個人として人権を真に保障されること（憲法第 13 条）、国民としての必要最小限度の文化的生活を営む権利が保障されること（憲法第 25 条）、や、教育権・発達権の保障（憲法第 26 条）などを具体化する支援のあり方を深める必要があります。

第三、上の第二の課題と関連しますが、教育・福祉・医療・労働あるいは、居場所づくりなどひきこもり実践・運動がどうトータルな支援体制を組めるかどうか実践的・理論的な課題の一つです。

最後に、ひきこもりは、現代社会において次々と生み出されています。登校拒否に関する政策側の施策が全てそうであるように、ひきこもりに関する政策側の施策も、ひきこもりが生み出されてくる根本的な原因にメスを入れずに、全てその場しのぎの対応、すなわち弥縫策に止まっています。従って、どうしたらひきこもりが生まれる原因をなくすことができるかを追究しながら、その原因除去に向けて運動・実践を官民一体で進めていく必要があります。

第4章 ひきこもり問題克服の道すじ

最後に、ひきこもり問題をどう克服するかについて、4 点にわたってふれたいと思います。

第1節 個人・家族・地域・社会の広がりの中で

ひきこもり問題の解決は、個人・家族・地域・社

会のそれぞれがどう関連を持ちながら解決に向け進むのかが大切だと思います。

私は、この中で環は家族だと思います。家族すなわち、親の会が有効に働き、各親を勇気づけ親が展望を持ってひきこもり問題に向き合うことが大切だと思います。

さて、親の会には三つの役割があります。それは、第一に、自助組織だと言うこと、第二に、夫婦関係を問直し、家族のあり方を真に平等なものに変える役割を持っているということ、そして、第三に、親の会は行政等に働きかけ、社会や政治を変える役割を持っているということです。

この三つの役割を自覚した親の会が、全国にさらにたくさんでき、有機的に結びつくことによって、ひきこもり問題解決の可能性は広がると思います。

第2節 「信じて・任せて・待つ」ことの重要性

第2章でふれてきたように、現在ひきこもりは長期高齢化の度合いを高めています。「ひきこもる人」を抱える家族は、なかなか解決の展望がつかめないと焦る気持ちを抑え切れないことでしょう。

しかし、ひきこもり問題解決に焦りは禁物です。登校拒否・不登校問題全国連絡会は、登校拒否問題解決のために長年、「信じて・任せて・待つ」という言葉を掲げてきました。多くの「ひきこもる人」を持つ親は、では、いつまで待ったら「ひきこもる人」は動き出すのかと言うでしょう。

しかし、「待つ」というのはただ何もしないで「待つ」ということではありません。芹沢が言うように「ひきこもり」には、「往期」→「滞在期」→「環期」があるのです（芹沢、2002）。その「滞在期」までをゆっくり過ごせば、後は社会へ出るようになるという展望を持ちながら、親は結構忙しく、親の会へ出席し、講演会・学習会などへ参加するなどしてその展望を深めていくのです。

第3節 ひきこもりの段階と支援のあり方

ひきこもり克服のためには、当然支援が必要です。ここでは、比較的若い「ひきこもる若者」における支援のあり方についてふれます。

第一ステップ：何が問題か整理できない混乱の時期→本人の言うことをよく聴き、本人の気持ちが落ち着くのを待つ。

第二ステップ：エネルギーは低下しているが比較

的安定している時期→本人の望むような生活を続けさせ、自然治癒力によるエネルギーが高まっていくのを待つ。

第三ステップ：解決の方法を求めて葛藤し模索を始める時期→家事を手伝ったり、家の外に買い物に出たりすることを暖かく見守る。

第四ステップ：葛藤しつつも、解決に向かって歩み出し模索する時期→居場所や病院などに行くことを支援する。

第五ステップ：自分探し・自分つくりのための体験に挑戦しはじめる時期→就学・復学・就労体験を強く支援する。

以上は、藤本他の文献から（2017）から学んだものを基にしていますが、いずれにしてもひきこもり支援は、スモールステップの積み重ねが大切だと思います（田中、2008）。

第4節 長期高齢化の「ひきこもる人」への支援

「8050問題」に象徴される長期高齢化した「ひきこもる人」への支援は考慮する必要があります。

基本的に、上で述べた視点を大切にしながら、年金・介護問題への対応、生活資金をどう捻出するかという問題などが重要な課題になると考えられます。

この場合、例えば、80歳の親に1000万円の貯金があったとしても、親子で生活すれば3年ほどで使い切ってしまう。ですから、50歳のひきこもりの子どもを別居させ、「生活保護」を受けさせるなどの具体的な支援の方法を考える必要があります。

おわりに

以上述べてきたように、今日ひきこもり問題も国民総掛かりで解決しなければならない問題の一つだと思います。

ひきこもり問題を解決するために、国民全体で日本国憲法・子どもの権利条約を生かしながら真の「共生社会」を目指しつつ、当面「ひきこもり支援法（仮称）」制定を目指す必要があると思います。

〈引用・参考文献〉

- 勝山 実 (2011) 『安心ひきこもりライフ』 (大田出版)
- 池上正樹 (2015) 『ひきこもる女性たち』 (ベスト新書)
- 乾 彰夫 (2006) 『不安定を生きる若者たち-日英比較フリーター・ニート・失業-』 (大月書店)
- 竹内章郎他 (2017) 『社会権-人権を実現するもの-』 (大月書店)
- 宮本太郎 (2017) 『共生保障-<支えあい>の保障-』 (岩波新書)
- 青砥 恭 (2009) 『ドキュメント高校中退-今貧困が生まれる場所-』 (ちくま新書)
- 宮本太郎 (2017) 『共生保障-<支えあい>の戦略-』 (岩波新書)
- 村澤和多里 (2017) 『「ひきこもり」についての理解と新たなる
枠組みをめぐって: 心理・社会的な視点からの探求』 (北海道
大学博士論文)
- 独立行政法人・労働政策研究・研修機構 (2015) 『大学中退者の
就労と意識に関する研究』
- 内閣府 (2010 及び 2016) 『若者の意識に関する調査 (ひきこも
りに関する実態調査) 報告書』
- 若者自立・挑戦戦略会議 (2003) 『若者自立・挑戦プラン』
- 東京都青少年・治安対策本部 (2008) 『実態調査からひきこもる
若者の心』
- 厚生労働省 (2007) 『ひきこもり評価・支援に関するガイドライン』
- 森順二・美加 (2008) 『啓祐、君を忘れない-いじめ自殺の根絶
を求めて-』 (大月書店)

